

## 第 83 回審査会（令和 7 年 1 月 17 日）

13 時 30 分 開会

### 【1 開 会】

事務局 定刻となりましたので、ただいまより、第 83 回加古川市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の審査会につきましては、審査会委員 5 名に対し、出席委員 5 名であることから、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第 2 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、成立しておりますことを報告いたします。

なお、本日は、1 議題となっております。以降の審査会の進行は、小川委員長よりしくお願いします。

委員長 改めまして、皆様、こんにちは。

審査会の進行を務めさせていただきます。先に送付しております資料に基づき審査を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

### 【2 議 題】

#### ≪（1）諮問第 55 号にかかる審査について≫

委員長 それでは、議題（1）「諮問第 55 号にかかる審査」に入ります。実施機関より「特定個人情報保護評価にかかる評価書の第三者点検」についての諮問が提出されています。

事務局より諮問内容を説明願います。

事務局 それでは、諮問第 55 号の諮問内容について説明いたします。

まず本日の資料につきましては、第 83 回加古川市情報公開・個人情報保護審査会資料の 1 ページ目に諮問書を添付しているほかは別紙としています。

資料 1 は、特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）の変更（案）に関するものとしまして、

- ①特定個人情報保護評価書 第三者点検 審査票
- ②特定個人情報保護評価書変更の概要
- ③特定個人情報保護評価書変更（案）の重要な変更箇所（抜粋）
- ④特定個人情報保護評価書 当初（抜粋）
- ⑤意見募集の実施結果について
- ⑥特定個人情報評価書

（個人住民税に関する事務 全項目評価書）の概要

⑦特定個人情報評価書

(個人住民税に関する事務 全項目評価書) 変更(案)  
の7点となっております。

資料2は、特定個人情報保護評価書(個人住民税に関する事務 全項目評価書)  
の変更(案)に関するものとしまして、

- ①特定個人情報保護評価書 第三者点検 審査票
- ②特定個人情報保護評価書変更の概要
- ③特定個人情報保護評価書変更(案)の重要な変更箇所(抜粋)
- ④特定個人情報保護評価書 当初(抜粋)
- ⑤意見募集の実施結果について
- ⑥特定個人情報評価書

(個人住民税に関する事務 全項目評価書)の概要

⑦特定個人情報評価書

(個人住民税に関する事務 全項目評価書) 変更(案)  
の7点となっております。

資料3は、参考資料としまして、

- ①特定個人情報保護評価の概要
- ②特定個人情報保護評価指針
- ③特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める  
審査の観点における主な考慮事項  
の3点となっております。

資料4は根拠法令等の抜粋となっております。

それでは、資料冒頭の諮問書をご覧ください。

「1 対象の評価書」に記載のとおり、今回は「住民基本台帳に関する事務の全項目評価書の変更案」及び「個人住民税に関する事務の全項目評価書の変更案」について、当審査会における第三者点検を求めるものです。

今回対象となる2件の評価書は共に、令和2年10月21日開催の第73回審査会にて点検を受け、「妥当である」との答申を受けておりますが、その後評価書の記載に重要な変更が生じたため、その変更案について第三者点検を受けるため、諮問されたものです。

なお、「個人住民税に関する事務の全項目評価書」については、令和6年1月12日開催の第81回審査会において、今回とは別の重要な変更に伴う第三者点検を受け、「妥当である」との答申を受けております。

「特定個人情報保護評価の意義」について、資料1ページをご覧ください。

(資料3-①1ページに基づき説明)

「特定個人情報保護評価の実施主体」について、資料2ページをご覧ください。

(資料3-①2ページに基づき説明)

「評価の対象」について、資料3ページをご覧ください。

(資料3-①3ページに基づき説明)

「特定個人情報ファイル」について、資料4から7ページをご覧ください。

(資料3-①4から7ページに基づき説明)

「特定個人情報保護評価の実施手続」について、資料8ページをご覧ください。

(資料3-①8ページに基づき説明)

赤い枠内のフロー図において、左下の赤い四角「基礎項目評価+全項目評価」に○が3つありますが、一番下に「地方公共団体等は全項目評価書について、住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後、公表」と記載されています。本日の審査対象の評価書はこちらに該当します。

なお、下のオレンジの枠内の「実施後に必要となる手続」に記載がありますように、「重要な変更を加えようとするとき」には、特定個人情報保護評価を再実施することとなります。

「第三者点検」について、資料13ページをご覧ください。

(資料3-①13ページに基づき説明)

右の赤枠内に指針(第10-1(2))の抜粋がございいますが、こちらが審査の観点となります。

資料3-③にこれに関する考慮事項が記載されており、本審査会におきましても、この審査の観点及び考慮事項に基づいて審査をお願いしたいと思っております。

「特定個人情報保護評価の実施時期」について、資料16ページをご覧ください。

(資料3-③16ページに基づき説明)

今回は「2. 新規保有時以外」(1)に沿った評価の再実施にあたります。

続きまして、本日の審査の進め方について、説明をさせていただきます。

「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、資料1-①、2-①の審査票を作成しております。

この審査票の項目ごとに、適否の判断、質疑応答を交えながら審査を進めていただければと考えております。

なお、諮問案件の具体的な内容については、「住民基本台帳に関する事務」を所管する市民協働部 市民課職員、「個人住民税に関する事務」を所管する税務部 市民税課職員及び収税課職員、番号制度を所管する企画部 デジタル改革推進課職員を審査会に出席させ、説明を求めたいと考えております。以上です。



ガバメントクラウドへの接続について2ページ目をご覧ください。

庁舎とクラウド環境を接続するために必要な機器及び回線サービスの提供業務を調達し、閉域網の経由でガバメントクラウドを利用できるようにしています。

3ページ目をご覧ください。先ほどの図のガバメントクラウド側を詳細に記したものとなっています。

加古川市の拠点からガバメント接続拠点に一度中継し、ガバメントクラウドに接続します。リージョンという記載がありますが、リージョンというのは、物理的場所によるクラウドの管理単位のことです。ガバメントクラウドの場合は、利用基準の定めにより、日本国内のみ、が利用でき、東京と大阪が選択できます。クラウド事業者が提供するマネージドサービスの豊富さで東京が勝るため、東京リージョンをメインサイトとしてシステムの構築を行います。一方、大阪リージョンはバックアップのサイトとして利用します。ガバメントクラウド上の加古川市の領域には、加古川市の拠点からでなければ接続できない仕組みとなっていますので、他団体からの接続は不可能です。

以上で説明を終わります。

委員長           ガバメントクラウド接続イメージという、本日、配付頂きました資料に基づいて、説明を頂きましたが、ただいまの説明につきまして、委員の皆様ご質問等ございませんでしょうか。

委員長           特にないようですので、住民基本台帳に関する事務 全項目評価書の変更案についての説明を頂きたいと思います。

市民課           特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）の変更の概要から、説明いたします。

まず、特定個人情報保護評価書変更に至るまでの経緯として、現在の住民基本台帳システムについての状況を説明いたします。自治体が保有するシステムについては、国より、システムの標準化及びサーバーを自庁設置のいわゆるオンプレミス型からクラウド型への移行が推奨されています。ガバメントクラウドは、国が認定したセキュリティの高いサービスを提供できるクラウドのことを言います。本市においても、令和7年12月にシステム改修を行い、現在本市が設置しているサーバーをガバメントクラウドに移行する予定としています。

それでは、資料1-②をご覧ください。先ほど経緯で説明した内容と重複しますが、「1 変更する目的」に記載のとおり、令和7年12月に実施予定の基幹業務システムの統一・標準化に伴い、ガバメントクラウドにおけるデータ保管が開始され、これまで本市で保管していたデータの保管状況が変わるため、保護評価書に改正を加えます。「2 追加、変更内容」に記載のとおり、「特定個人情報の保管場所、消去方法」、「特定個人情報ファイルの取扱いプロセス等におけるリスク対策」にガバメントクラウドにおける措置を追記しました。

特定個人情報保護評価書の変更に関連する箇所の抜粋につきましては、資料1-③

をご覧ください。ガバメントクラウドは、国が求めるセキュリティ要求を満たしたクラウド事業者が提供しています。特定個人情報の保管場所、消去方法については1ページから2ページをご覧ください。システムのサーバー等はクラウド事業者が保管・保有する環境に設置し、クラウド事業者がセキュリティ対策を実施します。データ保管場所については、バックアップを含めて日本国内としています。サーバー等にはクラウド事業者はアクセス制御されているため、地方公共団体からの操作によりデータが消去されます。ハードディスク等の記録装置に保存されるデータについては、障害やメンテナンスにより交換する際にデータが復元されないよう、確実に消去するものとなっています。特定個人情報ファイルの取扱いプロセス等におけるリスク対策については3ページから4ページをご覧ください。サーバー等には認可された者だけのアクセス制御、ウィルス対策ソフトの導入や24時間365日セキュリティ脅威の検出などの対策を実施します。

それでは、審査項目(4)について説明いたします。資料1-①審査票をご覧ください。審査項目(4)は【適合性】の右欄記載の通り特定個人情報保護評価指針に定める実施手続き等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。の審査項目であり、これより審査項目(4)である「適切な時期に実施しているか」について説明いたします。令和7年12月の変更に向け、今回保護評価の再実施をしておりますので、概ね適切な時期に実施しているものと考えます。

説明は以上となります。

委員長           それでは審議に入ります。資料1-①審査項目(4)「適切な時期に実施しているか。」についてはいかがでしょうか。

委員長           特にないようですので、資料1-①審査項目(4)「適切な時期に実施しているか。」については、「適」としてよろしいか。

(各委員、同意)

委員長           審査項目(5)「適切な方法で広く国民の意見の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。」について実施機関の説明を願います。

市民課           審査項目(5)について説明いたします。特定個人情報保護評価指針の改正により、広く住民の意見を求める方法としまして、インターネットを利用した方法によることも可能となりました。意見募集の周知は市ホームページ、広報かがわに掲載し、令和6年8月15日から令和6年9月13日までの30日間、加古川市のホームページで意見募集を行いました。

意見は提出されませんでした。周知の方法、募集期間、募集の方法等概ね適切な方法で広く意見を求めたと考えます。

説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目（５）「適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。」についてはいかがでしょうか。

委員 意見聴取の期間は、他の施策においても 30 日程度実施されるのでしょうか。

市民課 加古川市で実施しているパブリックコメントについては 30 日間と定められており、それに基づいて今回の意見聴取も 30 日間で行いました。

委員長 その他特にないようですので、審査項目（５）「適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。」については、「適」としてよろしいか。

（各委員、同意）

委員長 審査項目（６）「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。」について実施機関の説明をお願いします。

市民課 審査項目（６）について説明いたします。この評価書に記載しておりますとおり、様式のすべての項目について、検討し記載しております。この度の変更を機に最新の事務実態に基づいてすべての項目を見直したところ、冒頭で説明をいたしました変更箇所となりました。

説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目（６）「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。」についてはいかがでしょうか。

委員長 特にないようですので、審査項目（６）「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。」については、「適」としてよろしいか。

（各委員、同意）

委員長 次に妥当性の観点から審査項目（７）「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。」について実施機関の説明をお願いします。

市民課 審査項目（７）について説明いたします。資料 1 - ⑦ 評価書の 12 ページをご覧ください。項番 7 に評価実施機関における担当部署として、市民課を記載しています。

住民基本台帳に関する事務は、加古川市事務分掌規則の中で、市民課の事務として規定されておりますので、保護評価に関し、責任を負うことができる部署となっております。

説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目（7）「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。」についてはいかがでしょうか。

委員 市民課の課長が実施責任を負うという事でしょうか。

市民課 お見込みのとおり。

委員 マニュアル等を作成し、職員はそれに則って職務を行い、教育もしていくという事でしょうか。

市民課 お見込みのとおり。

委員長 その他特にないようですので、審査項目（7）「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。」については、「適」としてよろしいか。

（各委員、同意）

委員長 次に審査項目（9）「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。」について実施機関の説明を願います。

市民課 審査項目（9）について説明いたします。リスク対策につきましては、資料1-⑦評価書の33ページから55ページに記載しております。住民基本台帳に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクとしましては、この評価書の中で、詳細に分析し、記載をしておりますが、説明の都合上、大きく4つの場面に分類して説明いたします。

まず1つ目は、「窓口事務において不正な入手が行われるリスク」、2つ目は、「職員又は委託社員により不正な使用が行われるリスク」、3つ目は、「庁内又は他の機関との情報連携におけるリスク」、4つ目は、「データの保管において漏えい・滅失等が発生するリスク」。大きく分けて、この4つの場面におけるリスクを想定し、特定をしております。

特に今回のシステム変更点はデータ保管場所が変わるということで、4つ目の場面を中心に再検討しました。

説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目（9）「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。」についてはいかがでしょうか。

委員 4つ目の場面におけるリスクというのは、ガバメントクラウドとの関係において、具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。

市民課 今までオンプレミス環境であったものが、ガバメントクラウドになることから、データの保管場所が変わり、リスクの発生が想定される場所も変わります。その場所におけるセキュリティが担保されているかを再度検討しました。

委員 ガバメントクラウドに保存保管されているデータの滅失等のリスクということでしょうか。

市民課 お見込みのとおり。

委員 地方公共団体から、ガバメントクラウドにアクセスし、データの消去や書換え、追記を行うのは、責任者である市民課の課長でしょうか。

市民課 市民課長の権限で行うことになりますが、実際に作業するのは課長の命令を受けた職員になります。責任は課長が負うという形になります。

委員 課長の命令を受ける職員に、市民センターの職員や委託社員は含まれるのでしょうか。

市民課 職員ごとに権限の付与を行う形のアクセス制御を実施していますが、市民センターの職員にデータ削除の許可は付与していません。

委員 権限を付与されていない職員が、許可を受けずにデータ改変するというリスクのチェック体制はどうなっているのでしょうか。

市民課 不正アクセスに対するチェック体制につきましては、課長が不定期で、適切なアクセスが行われているかを抜き打ちでチェックしております。

委員 課長が行った抜き打ちチェックの結果の確認は誰が行うのでしょうか。

市民課 抜き打ちチェックで問題が発生した場合は、セキュリティインシデントに当たり

ますので、デジタル改革推進課と連絡をとりながら、対応していく事になると考えております。

委員 デジタル改革推進課の職員が定期的にチェックを行うのではなく、責任を負うのが課長なのだから、課長が責任を持ってチェックするという事でしょうか。

市民課 お見込みのとおり。

委員長 その他特にないようですので、審査項目（9）「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。」については、「適」としてよろしいか。

（各委員、同意）

委員長 次に審査項目（10）「特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。」について実施機関の説明を願います。

市民課 審査項目（10）について説明いたします。こちらと同じく、資料1-⑦評価書の33ページから55ページに記載しております。これも、評価書では、詳細に記載をしておりますが、今回の変更を機に追記した箇所について、「住民基本台帳ファイル」を例に、説明いたします。

40ページをご覧ください。特定個人情報保護評価書の変更の概要でも説明した内容と重複しますが、ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等はクラウド事業者が保管・管理する環境に認可されたものだけがアクセスできるようにするとともにウィルス対策ソフトの導入や24時間脅威検出によりまして、データの漏えい・滅失等を防止しております。

以上のような具体的な記載を、他2つのファイルについても行っております。

説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目（10）「特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。」についてはいかがでしょうか。

委員 先ほどの質問と重複しますが、サーバーへのアクセスについて、技術的な側面とともに人的な側面からのリスクについても、一定の検討が必要だと思いますがいかがでしょうか。

市民課 今回の変更点は、サーバーの場所がオンプレミスからガバメントクラウドになる事ですが、権限を職員ごとに付与する技術的なアクセス制御に変更はありません。

またその付与した権限の使用が適正かという事も、現に抜き打ちによってチェッ

クしている体制となります。

委員 今回はサーバーの場所を移転したということで、それに伴って新たに生ずるリスクの検討であり、サーバーにアクセスするという行為自体はこれまでと何も変わらないということでしょうか。

市民課 お見込みのとおり。

委員長 データの場所がガバメントクラウドに移転することにより、例えば具体的なシステムにアクセスする職員の端末などで、ユーザーインターフェースの形が変わったり、表示が変わったりするということはあるのでしょうか。

ある場合、ユーザーインターフェース仕様変更に伴う説明などが十分になされなければならないという点がリスク対策として検討項目にあがると思いますがいかがでしょうか。

市民課 ユーザーである職員からすると、システムを起動するという動きは今までどおりで、ガバメントクラウドに接続するという新しい手順はありません。データの移動する先が、今までのオンプレミスなのか、ガバメントクラウドなのかというところの違いですので、ユーザーインターフェースとしては大きな違いはありません。

しかし、場所がガバメントクラウドになるということで、オンプレミスであれば、まずは市庁舎の入室権限を適正に行うというところが、ガバメントクラウドのデータセンターにおける入室管理を適正にするであるとか、その辺りは大きく変わってきますので、今回はその部分を記載しております。

委員長 令和7年12月にシステムが切り替わるということですが、データの移管などに関して、一夜にして一瞬で切り替わるという形になるのか。それとも、前々から少しずつ準備をし、12月の特定の期日をもって切り替わるという形になるのでしょうか。

また、データを移管していく際のリスク対策で、時間をかけて少しずつ移管をしていくというのであれば、その場合の対策はどのようなになっているのでしょうか。

市民課 日付に関しましては、複数日を使って移行することになりますが、12月下旬から1月上旬に向けての年末年始を考えております。

そのため、その間はユーザーがアクセスすることは一切ございません。

この期間を使ってデータを移行しようと考えておりますので、データ量は確かに多く、複数日かかる予定にはなっておりますが、期間中はアクセスが一切ない環境で行われる予定です。

委員長 その他特にないようですので、審査項目(10)「特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。」については、「適」としてよろしいか。

(各委員、同意)

委員長 次に審査項目（11）「記載されたりスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」について実施機関の説明を願います。

市民課 審査項目（11）について説明いたします。資料1-⑦評価書33ページから55ページに記載しておりますリスク対策につきましては、あらかじめ、発生しうるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置を講じ、権利利益の侵害を未然に防ぐための取り組みを記載しております。また、その措置の内容については、できる限り詳細に、そして具体的に記載することによって、市民に対する透明性の確保を図っております。したがって、特定個人情報保護評価の趣旨に沿った評価書になっているものと考えております。

説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目（11）「記載されたりスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」についてはいかがでしょうか。

委員 今回はサーバーの場所が変わったということで、それ以外の特定個人情報ファイル等の利用の在り方等については変更点がないのであれば、審査項目（11）に関して新たなリスクが別途あるのでしょうか。単に技術的に、そのサーバーの場所が変わることに伴う、情報流出リスク以外には特に変更がないということにはならないのでしょうか。

市民課 サーバーの場所が変わったことにより、データの保管場所も変わるということも重要な変更点ですので、変更したことによってどういうリスクが発生するのか、またその発生が予見されるリスクについて適切な対応がとれているのかというあたりは、評価の対象になってきます。そのリスク対応が、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止につながっているかが判断すべき内容になってくると考えます。

今回、サーバーの場所が変わり、サーバーの守り方はクラウド事業者の範疇となりますが、データセンターにはクラウド事業者の職員がおり、その方たちがアクセスするリスク、全体的なセキュリティの状況が大きく変わることによるリスク等について、ここで妥当かどうかを判断すべき項目かと考えております。

委員長 最初に概要説明があったガバメントクラウド接続イメージの3ページ目と合わせてお伺いします。今までは、加古川市のデータについては、加古川市が管理するサーバーに保管されていた。その加古川市が所有しているサーバーに対して攻撃が加えられた場合、サーバーがダウンしたら業務が停止する状況だったが、今回のガバメントクラウド化で、東京リージョンをメインとし、大阪リージョンをバックアッ

プにしている。

という前提で、このバックアップというのはどれほどの機能なのでしょうか。例えば東京リージョンの加古川市のサーバーが攻撃されたとしても、大阪リージョンにバックアップがあるので、業務が停止することがないという形に変わるのでしょうか。それとも大阪リージョンというのは単なるデータのバックアップだけで、東京のほうでシステムが動いているので、東京を攻撃されたら、データ自体は大阪に残っているが、システムは停止するなど、そういうリスクに関して、今までとどう変わらないのでしょうか。

デジタル改革推進課 システムは東京リージョンに構築しますが、東京リージョンにシステムが1つだけ存在するというわけではありません。東京リージョンの中には、リージョンのうち1つ小さい単位でアベイラビリティゾーンという単位がありまして、複数のアベイラビリティゾーンが用意されており、このアベイラビリティゾーン単位で東京リージョンの中に、複数システムが構築されているという形になります。

ですので、万が一、1つのアベイラビリティゾーンが攻撃された場合でも、東京リージョン内で、もう一つ別のアベイラビリティゾーンに構築しているシステムがありますので、そこに振替ができればすぐに復旧が可能と考えています。

大阪リージョンには、あくまでシステムとデータのバックアップがあるのみですので、東京リージョン全体が災害に遭ってしまった場合は、東京リージョンの再建後、大阪リージョンからデータを東京リージョンに戻ってきて復旧を行うという流れになります。

委員 ガバメントクラウドを管理するのは国から委託を受けたクラウド事業者で、事業者はデータの消去をできないとの説明を受けましたが、データを書き換えることができるのは、地方公共団体の職員だけでしょうか。

市民課 お見込みのとおり。

委員 そうすると、データが適切かとか、データへのアクセス制御は所管課の課長が管理をする。外部からのウィルスとか、不正アクセスとかについては、国とか、クラウド事業者が責任を負うということになるのでしょうか。

市民課 お見込みのとおりです。そこが責任分界点になると考えております。

委員 外部からの不正アクセスについても従来は加古川市が管理していたサーバーだったので、加古川市が責任を負っていたが、それが国とか事業者の責任になるという理解でよいのでしょうか。

市民課 お見込みのとおり。

委員長            その他特にないようですので、審査項目（11）「記載されたりスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」については、「適」としてよろしいか。

（各委員、同意）

委員長            その他何かありませんか。

委員              万が一のことが起きたときの責任の所在について、契約等の書面において、責任の所在等を明らかにされていますでしょうか。

市民課            今契約している事業者としましては、システムの構築事業者というのがございます。システムの構築事業者に関しましては、個人情報の保護について、加古川市の個人情報取扱特記事項をつけ、契約書の中で守るように考えております。

委員              そのような最大限の努力をしたにもかかわらず、システムを突破され、情報流出が生じてしまった場合は、どちらが責任を負うのでしょうか。

市民課            契約書に記載している内容につきましては、情報の漏えいというのが、故意または過失によるものなのか等、程度によりますが、当然故意または過失として漏えいさせたものにつきましては、損害賠償を行う旨を契約書の中に記載しております。

委員              質問の趣旨としては、責任の所在が曖昧になると、どうしても努力が不十分になりがちということが懸念されますので、お聞きさせていただきました。

委員長            その他審査全般について、特に無いようですので、2件目の審査に移ります。なお、資料1-①最後の総評については、2件目の審査も終わってから、まとめて行いたいと思います

委員長            それでは、個人住民税に関する事務の全項目評価書の変更案について、審査票の審査項目ごとに実施機関からの説明を受けた後、審議を行いたいと思います。なお、審査項目は、変更にかかる部分のみといたします。変更にかかる部分以外については、過去に答申済であり、今回変更が無いため審査項目としません。

まず実施機関より概要説明をいただいた後、審査項目毎に説明及び質疑応答を行いながら審査を行ってまいりたいと思います。

市民税課            先ほどの住民基本台帳に関する事務と、重複する部分がありますので、一定程度簡略化しながら説明いたします。

まず評価書の概要について説明いたします。

最初に、個人住民税に関する事務の内容と、この事務で取り扱う特定個人情報フ

ファイルについては、資料2-⑦評価書の3ページをご覧ください。項番1の②、事務の内容という欄をご覧ください。こちらに複数の事務を記載しておりますが、主な事務としましては、課税資料に基づいて、住民税額の賦課決定、また修正を行うことが一つ。所得課税証明書、納税証明書の発行を行うことが一つ。納期限を過ぎて未納となっている納税義務者への督促状、催告書の送付を行うことが一つ。最後に、督促状を送付した納税義務者について、完納されない場合の滞納整理、といったものになっております。

続きまして評価書の8ページをご覧ください。項番3に記載の通り、この事務では、個人住民税賦課情報ファイル、個人住民税収納情報ファイル、そして個人住民税滞納情報ファイル、の三つの特定個人情報ファイルを取扱います。各ファイルの概要については、評価書の13ページ以降に詳細を記載しておりますが、念のため、簡単に説明いたします。

まず1つ目の個人住民税賦課情報ファイルですが、住民税の賦課決定や課税情報を保持するために、給与支払い報告書、確定申告書及び市県民税申告書といった、各種課税資料のデータを記録整備し、それらを基に作成した課税台帳を記録したファイルとなっております。2つ目の個人住民税収納情報ファイルは、収納管理を行うために、賦課情報や金融機関等から得た収納データを記録したファイルになります。3つ目の個人住民税滞納情報ファイルは、滞納整理を行うために賦課情報、収納情報や照会により得た財産情報などを記録したファイルとなっております。評価書の概要自体の説明は以上となります。

次に、今回の評価書の見直しの要点について説明いたします。今回の改正は、自治体の基幹業務システムの統一標準化に向けた対応によるもので、全国的に同時期同内容で実施されるものとなっております。主な改正項目は、標準化に合わせて、ガバメントクラウドにおける特定個人情報の管理が開始されること。これに伴い、特定個人情報の保管や消去に関する項目において、ガバメントクラウドに係る記述を追加し、また、ガバメントクラウドにおいて管理された特定個人情報に係る物理的及び技術的なりスク対策に関する記述を追加したものとなっております。これらいずれもが、デジタル庁から示された改正案を基に実施しまして、これとあわせて近年の法改正による条ずれなども正しながら改正作業等を行いました。

ここから審査表の項目に沿って説明いたします。

今回の審査対象である、審査項目(4)「適切な時期に実施しているか。」について説明します。令和7年12月に標準化の実施が予定されており、その作業の中で、システムの開発も行います。このことから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第1項において、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施するものとされております。加えて国からも、令和6年度中に実施することを求められておりますことから、この時期に実施しようとするものです。

説明は以上となります。

委員長

それでは審議に入ります。資料2-①審査項目(4)「適切な時期に実施しているか。」についてはいかがでしょうか。

委員長 特にないようですので、資料2-①審査項目(4)「適切な時期に実施しているか。」については、「適」としてよろしいか。  
(各委員、同意)

委員長 審査項目(5)「適切な方法で広く国民の意見の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。」について実施機関の説明を願います。

市民税課 審査項目(5)について説明いたします。この評価書については、先ほど説明のありました住民基本台帳に関する事務とあわせて意見公募を実施しております。

具体的な手法は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条の2の規定に基づき、市の広報へ掲載した上で、市のホームページのお問合せフォームを用いた手法による意見公募を、令和6年8月15日から同年9月13日まで30日間実施いたしました。

実施した結果、寄せられた意見はありませんでした。

説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目(5)「適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。」についてはいかがでしょうか。

委員長 特にないようですので、審査項目(5)「適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。」については、「適」としてよろしいか。

(各委員、同意)

委員長 審査項目(6)「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。」について実施機関の説明を願います。

市民税課 審査項目(6)について説明いたします。こちらは国が公表しております統一的な様式がありまして、その中で求められている全ての項目について検討し、記載しております。

説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目(6)「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。」についてはいかがでしょうか。

委員長 特にないようですので、審査項目(6)「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検

討し、記載しているか。」については、「適」としてよろしいか。

(各委員、同意)

委員長 次に妥当性の観点から審査項目(7)「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。」について実施機関の説明を願います。

市民税課 審査項目(7)について説明いたします。評価書の9ページをご覧ください。担当部署としましては市民税課、収税課となっております。加古川市事務分掌規則において、個人住民税に関する事務のうち、個人の市民税及び県民税の賦課に関することは市民税課の事務。また、市税の収納徴収に関すること及び市税の滞納整理に関することは収税課の事務として規定されています。保護評価に関して責任を負うことができる部署となっております。

説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目(7)「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。」についてはいかがでしょうか。

委員長 担当する部署は市民税課と収税課ということですが、資料2-①審査票では、個人住民税賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイルと3種類のファイルが対象となっております。これは、市民税課と収税課、どちらの課でも、この3つのファイル全てに、職務上アクセスする必要が出てくるのでしょうか。それとも、これら3つのファイルの中で、市民税課又は収税課は、これは使わないというようなものがあるのでしょうか。

市民税課 賦課情報ファイルと収納情報ファイルは、市民税課及び収税課の双方が利用します。滞納情報ファイルについては、収税課のみが利用します。

委員長 その他特にないようですので、審査項目(7)「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。」については、「適」としてよろしいか。

(各委員、同意)

委員長 次に審査項目(9)「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。」について実施機関の説明を願います。

市民税課 審査項目（9）について説明いたします。リスク対策については、評価書の34ページから68ページに記載しております。特定個人情報ファイルごとにリスク対策を記載しており、特定個人情報の入手時、使用時、ファイルの取扱いの委託時、提供・移転時、情報提供ネットワークシステムとの接続時、そして保管・消去時、以上6種類の場面ごとに発生するリスクについて、詳細に分析・特定し、そのリスクごとに措置を検討し記載しています。

また3つのファイルとも同じ方針のもとで、リスク対策を検討して記載しておりますことから、共通の記載が多くなっております。相違する記載としましては、収納情報ファイルは主に、情報の入手先が賦課情報ファイルになることから、リスク対策が賦課情報ファイルで担保されていることを記載している点。また、滞納情報ファイルについては、情報の入手・提供が紙媒体等で行われることが多いため、そのリスクに着目した記載をしております。

説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目（9）「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。」についてはいかがでしょうか。

委員長 その他特にないようですので、審査項目（9）「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。」については、「適」としてよろしいか。

（各委員、同意）

委員長 次に審査項目（10）「特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。」について実施機関の説明をお願いします。

市民税課 審査項目（10）について説明いたします。先ほどの審査項目9と同じく、評価書の34ページから68ページに特定されるリスクごとに講ずべき措置を具体的に記載しております。そして今回の改正事項ですが、システム標準化に伴うガバメントクラウドにおける情報管理の開始後のリスクに対する措置となります。

ではまずガバメントクラウドへの移行の概要について、再度になりますが説明いたします。従来はオンプレミス環境において運用されていたシステムですが、そのままガバメントクラウド環境へ移行し、従前と同様の形で利用が可能となります。システムの運用場所が変更されるのみで、基本的な利用方法や機能に大きな変更等はありません。

次に、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクについて説明します。まず、ガバメントクラウドが孕むリスクに対する物理的対策についてですが、45ページをご覧ください。政府のセキュリティ基準であるISMAPに登録されたものからシステ

ムを調達し、システムのサーバーはクラウド事業者が管理しています。その環境には、認可された者のみがアクセスできるよう、入退室管理が徹底されています。さらに、外部機器に関しては、事前に許可されていないものは持ち出せないようになっています。このような、厳格な管理措置をとることによって、特定個人情報の安全を確保しています。

次に、ガバメントクラウドが孕むリスクに対する技術的対策についてですが、46ページをご覧ください。国やクラウド事業者は、データにアクセスをしない契約を結び、委託されたASPや、運用管理補助者はネットワーク活動やデータアクセスを常時監視してログ管理を行っています。また、クラウド事業者は24時間365日の脅威検知、加えてDDoS対策、ウィルス対策を実施しており、セキュリティパッチの適用や、インターネットと切り離された閉域ネットワークの使用によって、データの安全性が確保されています。

最後に、特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスクですが、ガバメントクラウドでは、データの復元がなされないように、クラウド事業者において、データを安全かつ完全に消去するための国際的なガイドラインやプロセスに従って、確実にデータが消去されるため、安全性が確保されています。

以上が、特定個人情報の物理的・技術的対策として講じられる内容です。これによって、情報漏えいや不正アクセスのリスクを最小限に抑えることができるものと評価しており、記述も具体性のあるものと考えております。

説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目(10)「特定されたりリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。」についてはいかがでしょうか。

委員 サーバーの移転段階、そして移転してからガバメントクラウドが運用される段階について、それぞれ異なるリスクがあるように思いますが、今回、基本的には移転後の話が中心になっています。システムの安全性等、サーバーの移転段階、つまり市のサーバーにあるデータをクラウドに移転させる際のリスクは特に存在しないのでしょうか。

デジタル改革推進課 データ移転時のリスクですが、あくまで構築された環境において伝送でデータ移行を行いまして、移行前と移行後のデータについてはきっちり整合性チェックを行いますので、移行の段階でのリスクというのは、大きなものはないと考えています。

委員 データ移行の伝送は、専用回線で行うのでしょうか。インターネットの共有回線ではなく、専用回線でガバメントクラウドと繋がるということでしょうか。

デジタル改革推進課 お見込みのとおり。

委員長 3つの情報ファイルがそれぞれガバメントクラウドに移行するということですが、賦課情報・収納情報・滞納情報というのは、それぞれ連携していると思います。情報を消去するとき、例えば、一つ一つのファイルについて、個別に消去をしていくという形になるのか。それとも、連携している情報があれば、例えば、自動的に賦課情報ファイルからある情報の保存期限が来たので消去するというようになった時、それと連動して収納情報ファイルや滞納情報ファイルの情報も自動的に消去されるという仕組みになるのでしょうか。

市民税課 3つの情報ファイルは、基本的には別々です。ただ、業務としては非常に緊密に関連しています。賦課で減額更正があった際には、収納確認をした上で還付しますので、その点に関しては賦課を消すときに何時の時点まで消していいのか、何時の時点まで消せるのかを把握した上で、収納と連携をとりながら、一緒に削除すると考えております。

委員長 それぞれのファイルごとに情報の消去を決定する。クラウド上に移行したからといって、自動的に繋がって消去されるというわけではないということでしょうか。

市民税課 お見込みのとおり。

委員 大阪リージョンのバックアップの更新タイミングはどうなっているのでしょうか。

デジタル改革 ほぼリアルタイムでの更新を想定しております。  
推進課

委員長 その他特にないようですので、審査項目(10)「特定されたりリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。」については、「適」としてよろしいか。  
(各委員、同意)

委員長 次に審査項目(11)「記載されたりリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」について実施機関の説明を願います。

市民税課 審査項目(11)について説明いたします。評価書に記載しておりますリスク対策については、あらかじめ発生し得るリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置を講じ、個人の権利利益の侵害を未然に防ぐための取組みを記載しております。またその措置の内容については、できる限り、詳細かつ具体的に記載することによって、市民に対する透明性の確保等を図っております。したがって特定個人情報保護の目的に沿った評価書になっているものと考えております。  
説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目(11)「記載されたりリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」についてはいかがでしょうか。

委員長 資料2-⑦の、例えば11ページの「別添1 事務の内容」の図を見ますと、以前と基本的には事務の流れが変わらないと読み取れます。しかし、例えば右側の収納データ取得における、指定金融機関からOCR読み取りとか、パンチ事業者を経て、個人住民税収納情報ファイルに向けて、矢印が出ていますが、今回この個人住民税収納情報ファイルがクラウド化されるということで、この矢印というのは、今までは、市のシステムに入っていたものが、これからはガバメントクラウドに移るとなると、指定金融機関からの情報をOCR読み取りやパンチ事業者を経たデータが、クラウド上に直接届くという仕組みになるのでしょうか。それとも市の窓口なり、何らかの段階を経て、クラウドまで持っていくということになるのでしょうか。

特にコンビニ収納代行ですと、1軒1軒のコンビニから、ガバメントクラウドにある収納情報ファイルまで、直接繋がっていくというのは、およそ想像しがたいですが、これはどういう状況になっているのでしょうか。

収税課 コンビニ等の収納データが直接ガバメントクラウドに行くということではありません。まず会計課にデータが一旦入りまして、そこから所定の手続を経て個人住民税収納情報ファイルにインポートされる形になります。

委員長 収納データは加古川市に送られ、そのデータを市職員の操作により、ガバメントクラウドに送る。指定金融機関やコンビニ収納代行業者等が取得した収納データが、そのままガバメントクラウドに繋がるわけではないということでしょうか。

収税課 お見込みのとおり。

委員長 その他特にないようですので、審査項目(11)「記載されたりリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」については、「適」としてよろしいか。

(各委員、同意)

委員長 その他、2番目の全項目評価書の審査につきまして、何かありませんか。特にないようでしたら、所管課の職員には退出を願います。

(市民課、市民税課、収税課、デジタル改革推進課職員退室)

(植田委員 職務の関係で退室)

委員長 それでは、2つの全項目評価書の総評について、意見を集約してまいりたいと思

います。委員の皆様審査全般について、御意見等ございますでしょうか。

委員長 今回の2つの全項目評価書について、適合性や妥当性の観点から審査した結果、適切ではないとする事項はありませんでした。

そこで、「諮問された評価書の変更（案）について、適合性や妥当性の観点から審査した結果、変更内容は保護評価指針に適合し、また保護評価の目的等からも妥当である。」といったような表現で答申をまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

（各委員、同意）

委員長 それでは、そのように答申することといたします。本日の審議結果をもとに、事務局において答申案の作成を願います。

### 【3 その他】

委員長 それでは、次に、「その他」についてですが、委員の皆様から何かございますか。

委員 審議の結論に異論は全くありませんが、疑問があります。令和5年度に、加古川市個人情報保護条例が個人情報保護法に変わり、法施行条例が作られたが、基本的には、国からのトップダウンで施策が進んでいます。今回のガバメントクラウドに関しても、国が決定し、認可がなされており、当然国の法律上の基準というのは全部クリアされていると思います。

これが技術的な安全性の前提になっていて、本日の説明も、それを論拠にされているところが多々あったわけですが、そうすると、自治体ごとで、この諮問案件に関して、答申で見解が相違するのは、法令上あってはならないように感じます。

今回、自治体ごとで何か独自性が出るような場面は特になく、開示の範囲を変えざるわけでもないですし、諮問の意義に疑問を抱いたというところでは。

委員長 ガバメントクラウドの業者が1社だけではありませんので、場合によっては先ほど私も質問したとおり、多少のユーザーインターフェースの変更なり、あるいはそれに伴う端末の入替え等があったりする地方公共団体もあるかと思えます。

おっしゃるとおり、結論としては変わらないにしても、各地方公共団体における注目点、ガバメントクラウドへの移行に関して、そのリスク対策について注意しなければならない点は、少しずつ変わってくるものかと思われます。

ゆえに、全く同じような点が問題となっているわけではないと思います。

委員 ありがとうございます。勉強になりました。

委員 これだけリスク対策をいろいろ考えてやっているにもかかわらず、行政からの個人情報漏えい案件が度々報道されるのは残念だなと思っています。結局、システム

を構築しても、扱う側の意識が変わらないことにはどうにもならないのかなと感じます。

色々な業者があるのなら、その選定方法も今後考えていただきたいと思います。

委員長           今回、ガバメントクラウド業者名までは聞きませんでした。もしガバメントクラウドへの移行と、その後の運用によって、何か重大なインシデントなどが発生した場合には、市としては当然、ガバメントクラウド自体をやめるという話にはならないかと思しますので、業者の変更や、重大インシデント発生時の対応などを適切に行っていただくこと、よろしくお願いします。

委員長           その他特にないようですので、事務局から何かございますか。

委員長           特にないようですので、本日の審査会はこれにて閉会といたします。

15時20分 閉会

※会議録については、要点筆記としています。